

令和 8 年度税制改正要望書

一般社団法人 徳島県法人会連合会

令和 7 年 6 月 1 1 日

1. 総論

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設された。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられた。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充された。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われた。

国の令和 7 年度予算における一般会計の規模は、本年 3 月の衆参両議院での修正を経て、115.2 兆円と、過去最大であった令和 5 年度当初予算額 114.3 兆円を上回り、また、3 年連続で 110 兆円を超え、財政のおよそ 25% を国債に頼る厳しい財政状況が続いている。また、令和 7 年度末の国および地方の長期債務残高は 1,330 兆円となる見込みであり、債務残高の対 GDP 比率では、主要先進国中最悪の状況が続いており極めて深刻な状況にある。

このように、財政再建は喫緊の課題であるが、令和 8 年度税制改正要望については、エネルギーや原材料を中心とした価格は高止まりしており、加えて、今年発生した貿易関税の影響による国内景気を下押しするリスクの増大や、高騰する物価を上回る持続的な賃上げが求められていること等、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しく、ますます先の見通せない不安定な経営を強いられており、影響を受けている企業への支援策や経済活性化対策が緊急課題である。

特に、地方の中小・零細企業は厳しい状況下にあっても、地域経済の担い手であり、地域における事業と雇用が失われることなく、中小企業が将来に希望を持てる持続化・活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見要望

我が国財政は先進国の中でも突出して悪化している状況にあるにもかかわらず、財政健全化に向けた取り組みは進んでいない。

財政健全化は国民の負担増なくしてはなしえないものであり、国民の政治への信頼が不可欠である。先般の不明朗な政治資金を巡る対応については、政治資金規正法の一部改正が行われ、一応の決着が見られたところではあるが、改正された規正法の運用状況や順守状況については、今後とも更なるチェックが必要である。

(1) 社会保障制度の抜本的な見直しについて

令和7年度予算における社会保障関係費は38.3兆円で、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、56.2%と極めて高くなっている。しかも、現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、財源調達ベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していく。特に増加が著しい年金、医療、介護については給付の「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、現状の「低負担：中福祉」から「中負担：中福祉」への適正な負担を求めるなど、小手先の見直しだけでなく、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度を一刻も早く構築していくことを求める。

(2) 徹底した行財政改革について

エネルギーや原材料の高騰による物価高や、諸外国の貿易政策の変更等により、社会・経済の疲弊は目を覆うばかりの状況にあっても、民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においては、公務員の人員削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除することを求める。

(3) 社会保険料の負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、2024年度予算で37.7兆円（2023年度36.5兆円）と社会保障給付費の28.0%を占めている。企業は、大幅な賃上げ要請や設備投資を求められるとともに、欠損法人も多く厳しい経営環境の中、被保険者の対象拡大も進むなど、一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ることを求める。

(4) 消費税について

令和元年10月から消費税の軽減税率が導入されたが、区分経理等事業者の

事務負担が大きく、対象品目の判定も複雑であり、逆進性の緩和における実効性にも疑問が残る。税の三原則「公平・中立・簡素」に照らしても問題が多く、単一税率とすることを求める。

また、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入され、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう80%控除できる期間を当面の間、延長することを求める。また、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、本特例の適用期限は令和8年9月末日までとなっているが、小規模事業者等における消費税事務が定着するまでの間、延長することを求める。

政府は軽減税率措置とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めて見直すことを求める。

（5）マイナンバー制度について

平成28年1月からマイナンバーカードの運用が開始され、マイナポイント付与の推進策等により、カードの交付率は78.3%（令和7年3月末現在）と増加しているものの、まだまだマイナポータル等の利用も十分進んでいるとは言えない状況である。2024年12月以降はマイナンバーカードの健康保険証利用が本格化し（現行の健康保険証の新規発行停止等）、本年3月からは運転免許証として利用可能なサービスが開始された。このように、マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤で、国民にとって有益な制度である。今後、マイナンバーカードの利便性を高めたためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要であり、国は、国民に対して本制度の意義や仕組み等について再度十分な周知を行い、過去に発生した人為的・システムの不具合を改善・改修を図る中、データ漏洩等の不安を払拭し国民に信頼される制度として定着化に向けて一層取り組んでいくことを求める。

3. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、少子高齢化や人口減少社会の急速な進展等を踏まえ、経済社会の大きな構造変化等にどのように対応していくべきか、税制全体を捉えた抜本的な見直しを求める。

4. 税目別課題に対する個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の軽減税率について

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例（15%）は、昨年度の税制改正では、所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられたうえで適用期限が2年間延長されたが、税率を再検討し時限措置ではなく本則化するよう求める。また、昭和56年以来800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円まで引き上げるよう求める。

2) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を50万円とし、損金算入額の上限（年間取得合計額300万円）を撤廃するよう求める。

3) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測され、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチェーンが分断され、国内経済に多大な影響を与えることが懸念される。令和5年度税制改正でも、中小企業の防災・減災投資促進税制は対象資産の見直し及び延長がなされたところであるが、さらに、次のとおり制度の拡充を求める。

- ① 特別償却率を引き上げ、即時償却（最低でも50%）とすること。
- ② 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
- ③ 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。

(2) 事業承継税制

1) 事業承継税制については、中小企業の円滑な世代交代を促進するため、10年間の特例措置として抜本的に拡充されているが、欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産と一般資産を区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求める。

2) 取引相場のない株式の評価の見直しについては、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなどの問題が指摘されていることから、円滑な事業継承を行うためにも、特に親族内の事業継承においては過度な税負担とならないよう、一定の配慮を求める。

3) 相続税・贈与税の納税猶予制度については、令和7年度税制改正では、法人版事業承継税制の特例措置の後継者要件として贈与の直前において「3年

以上役員であること」が「特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されたものの、与党税制改正大綱では、「令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない」ことが明記されている。特例承継計画を提出しているものの、まだ事業継承を行っていない企業も一定数あることから、納税猶予制度の適用期限の延長を求める。

(3) 相続税・贈与税

1) 相続税について

近年、出生率の低下に伴い被相続人一人当たりの相続人数が減少傾向にあり、相続人一人ひとりが被相続人から引き継ぐ財産を増加させる要因となっている。さらに、地価の上昇も相まって相続税の課税件数割合が年々増加していることから、「基礎控除のあり方」について見直しを求める。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方、具体的には遺産課税方式もしくは遺産取得課税方式への変更について検討することを求める。

2) 贈与税について

令和5年度税制改正では、「相続時精算課税制度」が現行の暦年課税の基礎控除とは別に毎年110万円の基礎控除が創設された。また、一方で「暦年課税」において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前3年間から7年間に延長され、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しが行われた。基礎控除創設と加算期間が延長されたこと双方を踏まえて、贈与税110万円の大幅増額の検討を求める。

(4) 個人所得税制

1) 各種控除制度の見直し

令和7年度税制改正では、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引き上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設された。しかしながら、控除額は所得に応じた段階的な控除となっており、高所得者優遇とならないような制度設計となっているものの、一部2年間の時限措置も含まれていることから、一般的に広く国民に分かり易いと言えるものではない。今後、物価上昇と賃金上昇を注視する中で、より恒久的かつシンプルな制度に見直していくことを求める。

2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など財政・行政面で総合的な施策を講じる

とともに、税制面においては児童に対する税額控除など給付付き税額控除制度の創設など、抜本的な方策への見直しを求める。

（５）印紙税

デジタル化の推進により、ペーパーレス化が急速に進行していく中において、文書作成の有無による課税は公平性を欠くことになるので印紙税の速やかな廃止を求める。

（６）地方の税制

１）固定資産税

地価は全国ベースで上昇傾向にあるものの、地方では低下傾向が続いており、固定資産税の負担増が懸念される。このため、評価方法及び課税方式を社会の現状に即したものに抜本の見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること。
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、廃止を含めて抜本的に見直す。

特に非課税の範囲を少額減価償却資産（３０万円）と同額とする。

２）外形標準課税

中小企業への適用拡大については、地域経済に甚大な影響を及ぼし、経済・社会の発展を阻害しかねないことから断固反対する。

３）事業税

電気供給業への収入金に対する課税については、国が再生可能エネルギーの普及促進を進めていることから、中小企業等における太陽光発電等の副業的な事業規模は課税対象から除くことを求める。

（７）その他

１）電子申告

法人税の電子申告（e-Tax）について、利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告（e L Tax）との統一的な運用を求める。

以 上